

令和元年度  
第3回豊山町生涯学習推進審議会

日時 令和2年2月20日（木）午後3時

場所 豊山町役場 会議室5

豊山町教育委員会事務局 生涯学習課

# 次 第

## 1. あいさつ

## 2. 議 題

(1) 豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第3期）について

(2) 令和2年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画について

## 3. その他

## 目次

【議題（１）】豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第３期）について .....	1
【議題（２）】令和２年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画 について.....	3
1 令和２年度実施計画方針.....	3
2 施策の体系.....	3
3 実施計画 .....	4
豊山町生涯学習推進委員名簿（令和元年度） .....	8
豊山町生涯学習推進審議会条例.....	9

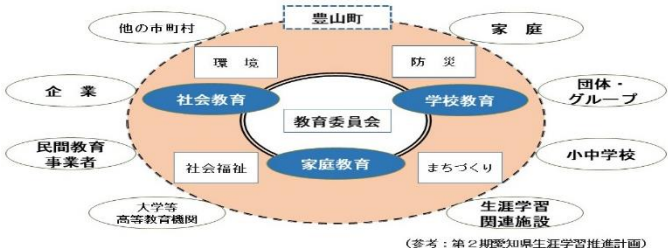
## 【議題（１）】豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画 （第３期）について

別添「豊山町生涯学習のまちづくり

基本構想・基本計画（第３期）最終案」参照

### ＜第２回生涯学習推進審議会での委員からのご意見と対応＞

No.	頁	ご意見	対応
1	1	社会情勢の変化についても少し具体的に書いたらどうか。	原案のとおり ＜理由＞ 1 頁 4 行目「社会環境が急激な変化」で表現。
2	4	生涯学習推進本部とは何をするのか。	生涯学習推進本部とは基本構想・基本計画を他部署と連携して進めていくために周知する組織。 ＜修正内容＞ 策定体制全体を整理するとともに矢印の順番を丸数字で記載。→最終案 4 頁参照
3	5	グラフの表を見ると、高齢者人口は年少人口や生産年齢人口に比べてはるかに増えている。そういうことを記載したらどうか。	修正 ＜修正前＞ 5 頁 2 段落目 …高齢者人口（65 歳以上）は人数、割合ともに増加しています。 ＜修正後＞ 5 頁 2 段落目 …高齢者人口（65 歳以上）の人数は年少人口（0～14 歳）や生産年齢人口（15～64 歳）に比べて増えており、全町民に占める割合も増加しています。
4	5, 35	年少人口の割合が高いという点が特色として計画の中に入っているのか。	原案のとおり ＜理由＞ 35 頁の基本目標 2 として家庭教育支援の充実を 4 つの目標の柱のひとつにしたことが特色である。家庭の教育力向上の支援をはじめとした 3 つの支援を引き続き進めていきます。
5	26	下から 3 行目の「主体」とは何か。	修正 ＜修正前＞ 主体 ＜修正後＞ 社会教育関係団体
6	28 29 隣	安全・安心という言葉が多用されている。安心とは「ハラハラしない、心配なく」という意味。意味を考えたら安心より快適のほうがよいのではないか。	原案のとおり ＜理由＞安全・安心には語彙としての意味があり、キャッチコピーとして使用する。

7	36	(2) だけ他と違って末尾に「事業」がないと思った。	修正 <修正前> 36 頁 (2) 家庭教育講演会 <修正後> 36 頁 (2) 家庭教育講演会事業
8	46	「2. 計画の周知」について、周知の方法について具体的に書いたほうが良いのではないか。	修正 <修正前> 46 頁中段「…各施策についての情報発信に努め、…」 <修正後> 46 頁中段「…各施策について、広報、ホームページなどにより情報発信に努め、…」
9	全体	「社会教育」「学校教育」「家庭教育」が結びついた循環した、いわゆる生涯学習を表す循環図がないのでわかりにくい。縮刷版にそのような図があるならよいが、この冊子だけならば、空きページにでも循環図を入れるとよい。	1 頁最下部に以下のイメージ図を挿入。  (参考：第2期愛知県生涯学習推進計画)
10	全体	生涯学習の担い手は町だけではなく民間、企業など様々であるということを図式化したらどうか。	上図のように修正

<パブリックコメントでのご意見と対応>

- ・パブリックコメントはありませんでした。

## 【議題（２）】令和２年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画 について

### 1 令和２年度実施計画方針

令和２年度は豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第３期）がスタートする初年度であることから、新たな基本構想及び基本計画を施策の体系に基づいて様々な生涯学習実施計画関連事業を実施し、町民に多様な学習機会を提供する。

### 2 施策の体系

※生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第３期）【素案】P29 参照）

基本目標	施策	事業数
1 生涯学習活動の推進	1 学ぶ機会の充実	3
	2 社会教育施設の整備・充実	4
2 家庭教育支援の充実	1 家庭の教育力向上の支援	2
	2 地域の教育力向上への支援	2
	3 子どもの豊かな心を育む学習支援	2
3 芸術・文化の充実	1 芸術・文化活動の推進	3
	2 文化財・郷土資料の保存・活用	3
4 スポーツの充実	1 スポーツに関わる機会の創出	3
	2 スポーツによる町のにぎわいづくり	4
	3 スポーツ施設・環境整備の推進	4

### 3 実施計画

#### 基本目標 1 生涯学習活動の推進

##### 1 学ぶ機会の充実

No.	事業名	事業概要	新規・継続
1	学習ニーズに対応した学習プログラムの提供事業	町全体での生涯学習活動の推進を図るため、生涯学習推進審議会を設置し、運営の支援を行う。	継続
		生涯学習活動に関する情報を提供するため、生涯学習情報誌「生きがいタウン」を年2回（4月、9月）発行する。	継続
2	生涯学習関係団体・機関との連携による講座の開設事業	町民の自発的な学習意欲を高めるために、子どもから高齢者までライフステージにあった生涯学習講座を開催する。	継続
3	生涯学習ボランティアの養成事業	生涯学習ボランティアバンクの利用促進などにより、学習した知識や技術を地域活動参画や社会貢献に活かせるよう学びの循環作りを行う。	継続

##### 2 社会教育施設の整備・充実

No.	事業名	事業概要	新規・継続
1	社会教育センターの長寿命化計画に基づく改修事業	社会教育センターの長寿命化改修工事を行うため実施設計を行う。	新規
2	社会教育センター管理一般事業	社会教育センターの運営にかかる一般管理事務を行う。	継続
3	図書室整備運営事業	町民の読書への関心と書物への興味を深めるため、読書サークルやボランティア団体によるおはなし会、親子読書会などの事業を推進する。	継続
		町民の読書意欲の増進と自己教育の実現を図るため、図書資料の収集、整理及び貸出し等を行う。	継続
4	学習等供用施設維持管理事業	各学習等供用施設（東部、富士、新栄）の運営管理を、一括して地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度により行う。	継続

## 基本目標 2 家庭教育支援の充実

### 1 家庭の教育力向上の支援

No.	事業名	事業概要	新規・継続
1	家族ふれあい事業	乳幼児学級、子ども体験講座、家族ふれあいコンサート、家族芸術劇場等のイベントを行い、家族でふれあう機会を設けるとともに、子育て、家庭教育の充実を図る。	継続
2	家庭教育講演会事業	家庭教育の重要性の普及、啓発を図るため、小中学校の児童・生徒を持つ保護者を対象に、家庭・地域での教育力向上を啓発し、その実践を促進する講演会、相談事業を開催する。	継続

### 2 地域の教育力向上への支援

No.	事業名	事業概要	新規・継続
1	放課後子ども教室事業	放課後の子どもの居場所づくりの一環として、豊山小学校の1年生から3年生を対象に実施する。	継続
		放課後児童クラブなかよし会と放課後子ども教室の効果的・効率的な運用による、放課後児童の居場所づくりの推進を図るため調査・研究を行う。	新規
2	ふれあいひろば事業	子どもたちと保護者や家族・地域の大人たちが参加できる多世代参加型事業。ボランティアによる指導者のもと多様な文化・スポーツ教室を提供する。	継続

### 3 子どもの豊かな心を育む学習支援

No.	事業名	事業概要	新規・継続
1	青少年育成団体活動費助成事業	青少年健全育成に寄与する団体に対し、活動費等の補助を行う。	継続
2	青少年生活指導事業	教育、福祉、防犯等、各関係団体の連携協力のもと、豊山町青少年育成会議を設置し、その参加団体による町内巡回パトロールを行うとともに、小中学校の生徒指導推進事業を支援する。	継続



## 基本目標 3 芸術・文化の充実

### 1 芸術・文化活動の推進

No.	事業名	事業概要	新規・継続
1	文化振興事業、お昼のときめきコンサートの充実事業	コンサート、落語、演劇などの優れた文化・芸術にふれる機会を提供するため、文化振興事業を行う。	継続
		気軽に音楽芸術にふれる機会を提供するため、クラシックを中心にしたミニコンサートを行う。	継続
2	芸術・文化団体への支援事業	文化振興に寄与する団体、文化活動団体に対し補助を行う。	継続
3	豊山町オーケストラ設立調査研究事業	音楽を通じて、豊山町の文化芸術の振興を図り、豊かな心を育むまちづくりと地域の担い手を育成するため豊山町を活力拠点とする「豊山町オーケストラ」を設立するための調査・研究を行う。	新規

### 2 文化財・郷土資料の保存・活用

No.	事業名	事業概要	新規・継続
1	文化財の保存・活用事業	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議を求めため文化財保護審議会を開催する。	継続
		町指定文化財の適切な保存管理を図る所有者・継承団体や文化財に対する理解、愛護思想、郷土愛の育成を図るための活動団体に対し奨励交付金及び補助金を交付する。	継続
2	郷土資料室の再生事業	民具等の郷土資料を収集するほか、郷土資料室の整理等を行う。	継続
		郷土資料室は老朽化や展示資料の未整理のため、リニューアルに向けた調査を行う。	新規
3	豊山町史編纂事業	令和4年の町制施行50周年に向けて町史の編さんを行う。	継続

## 基本目標 4 スポーツの充実

### 1 スポーツに関わる機会の創出

No.	事業名	事業概要	新規・継続
1	スポーツ教室・講習会の開催事業	町民の生涯スポーツの振興、体力づくり健康づくりのため、各種スポーツに関する講座を開催する。	継続
2	指導者の育成支援事業	社会体育・スポーツ振興のため、スポーツ推進委員の設置、活動支援を行う。また、多世代参加の生涯スポーツの普及促進、町民が主体となるスポーツ振興活動を支援する。	継続
3	総合型地域スポーツクラブ設置調査研究事業	小さな子供からお年寄りまで、初心者、トップレベルの方たちなど様々な人たちが参加できる総合型地域スポーツクラブの設置に向け調査・研究を行う。	新規

### 2 スポーツによる町のにぎわいづくり

No.	事業名	事業概要	新規・継続
1	スポーツ大会の開催事業	実行委員会によって行われるミニ・マラソン大会及び町民体育大会の補助を行う。	継続
2	愛知駅伝への参加・支援事業	愛・地球博記念愛知県市町村対抗駅伝競走大会に豊山町代表選手を編成して出場する。	継続
3	体育協会補助金事業	体力向上と健全な体育振興を図り、健康なまちづくりに寄与する体育協会の補助を行う。	継続
4	少年野球教室事業	人材育成のため、小中学生を対象とした野球教室を開催する。	継続

### 3 スポーツ施設・環境整備の推進

No.	事業名	事業概要	新規・継続
1	スポーツ施設の改修事業	豊山スカイプールの改修工事を行う。	新規
2	豊山グラウンド維持管理事業	豊山グラウンドの維持管理を行う。	継続
3	豊山スカイプール維持管理事業	豊山スカイプールの運営、施設設備維持管理を、一括して地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度により行う。	継続
4	スポーツ施設維持管理事業	各スポーツ施設等（志水テニスコート、東部・青山ゲートボール場、伊勢山スポーツ広場、志水ふれあい広場）の維持管理を行う。	継続

## 豊山町生涯学習推進委員名簿（令和元年度）

◎：会長

○：副会長

	氏名	選出区分
	前 田 治	学識経験者（愛知学泉大学）
◎	飯 田 義 秀	学校教育関係者（豊山中学校長）
	安 藤 幸 子	生涯学習ボランティア
	尾 野 よし子	生涯学習ボランティア
	加 藤 武	生涯学習ボランティア
	浅 井 恵 子	老人クラブ連合会代表
	渡 邊 みゆき	商工会代表
	服 部 恒 子	社会教育関係者（文化協会推薦）
○	柴 田 昌 治	社会教育関係者（体育協会推薦）
	坪 井 敏 行	公募
	武 田 州美子	公募

<任 期> 平成30年4月1日～令和2年3月31日

<設置根拠> 豊山町生涯学習推進審議会条例 任期：2年

## 豊山町生涯学習推進審議会条例

(設置)

第1条 豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（以下「基本構想等」という。）に基づき、生涯学習の推進に係る施策について審議し、又はこれらの事項について町長に建議するため、豊山町生涯学習推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査審議をする。

- (1) 基本構想等に基づく実施計画及び施策の策定並びにその変更に関する事項
- (2) 基本構想等に基づく実施計画の進捗状況の点検に関する事項
- (3) 生涯学習ボランティアの推進に関する事項
- (4) その他生涯学習推進施策に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係町民団体の代表者
- (4) 生涯学習ボランティアの代表者
- (5) 一般公募により選出された者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長がこれを招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 審議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから互選によってこれを定める。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月16日条例第27号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。